障発1127第11号 令和5年11月27日

都 道 府 県 知 事 各 殿

指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正されたことに伴い、改正後の法第40条の2から第40条の8までに精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

このうち、改正後の法第 40 条の3第1項の規定に基づく都道府県(指定都市も含む。)に対する通報等を中心とした取組の具体的な運用の在り方については、別紙のとおりとするため、適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、本通知の別添第4から第6までは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

### 第1 精神科病院における業務従事者による障害者の虐待等の定義について

(1) 精神科病院における業務従事者による障害者虐待

この事務処理要領において、精神科病院における業務従事者による障害者虐待(以下「虐待」という。)とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第40条の3第1項に基づき、当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいい、具体的には(2)に定めるとおりとする。

- ① 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第2条第7項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当すること。
- ② 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神 科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第2 条第7項第1号から第3号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の 業務従事者としての業務を著しく怠ること。

### (2) 虐待行為の分類について

- (1) の虐待とは次のいずれかに該当する行為とする。
- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある 暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること(障害者虐 待防止法第2条第7項第1号)
- ② 性的虐待:障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること(障害者虐待防止法第2条第7項第2号)
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(障害者虐待防止法第2条第7項第3号)
- ④ 放棄・放置:精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること(法第40条の3第1項第2号)
- ⑤ 経済的虐待:精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者 から不当に財産上の利益を得ること(障害者虐待防止法第2条第7項第5 号)

### 第2 都道府県の虐待対応窓口の設置、運用について

(1) 虐待の通報等(法第40条の3)

法第40条の3第1項の規定により、精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに都道府県(指定都市を含む。以下

同じ。)に通報しなければならない。また、同条第2項の規定により、虐待を 受けた精神障害者(以下「被虐待者」という。)は都道府県に届け出ることが できる。

さらに、同条第3項の規定により、刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示 罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虚偽であるもの及び過失に よるものを除き、当該通報することを妨げるものとは解してはならないこと、 同条第4項の規定により、業務従事者は、当該通報をしたことを理由に解雇そ の他の不利益な取扱いを受けないことが規定されている。したがって、通報を 理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合、当該 行為は民事上無効と解される。

### (2) 虐待通報の対応の流れ

都道府県は、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見し通報した者(以下「通報者」という。)からの虐待の通報又は被虐待者本人からの虐待の届出(以下「通報等」という。)について、地域の実情に応じて適切に受付できる体制を整備する必要がある。都道府県における通報等の受付方法としては、専用の電話回線を設けることが望ましい。他の通報等の手段としては、電話で通報することが困難な患者を考慮し、電子メール、手紙、ビデオ通話等、様々な手段による通報を受け付けるようにすること。

全体的な対応の流れを、別添「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ」に示すため、実施に当たっては迅速かつ適切に対応すること。

なお、様式1「精神障害者虐待通報受付票」、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」、様式3「対応方針決定シート」のいずれも例示であり、各都道府県の実態に即して適宜改変の上、利用されたい。また、各様式を記入した時点では不明や不明確な情報があれば、後日改めて情報が確定した段階で加筆修正をされたい。

### (3) 通報等の受付

都道府県は、通報等を受けた場合、様式1「精神障害者虐待通報受付票」により、通報者又は被虐待者として届出をした者(以下「被虐待届出者」という。)の情報、虐待者の状況、被虐待者の情報等の聞き取りを行う。

通報等は、入院生活に関する不満や苦情であったり、精神障害の症状に由来するものであったりすることも考えられるため、通報等を受けた場合には、当該通報等について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要である。そのため、都道府県は、第一に通報者又は被虐待届出者から虐待の状況等について、できる限り詳細を聞き取ることが重要である。その上で、一度の聞き取りでは虐待があったとの判断が難しい場合、通報者又は被虐待届出者の連絡先を確保した上で再度聞き取りをする等、当該事案が虐待に該当するか情報を整理し、慎重に判断する必要がある。虐待ではないと判断される場合又は虐待の可能性が低いと考えられる場合には、第7を参照の上、必要な対応を行うこと。

また、通報等を受けた場合は、案件に応じて、医療法等を所管する都道府県

の担当部局との連携を図ること。

なお、法第40条の4において、都道府県の職員は通報等を受けた場合、その 職務上知り得た事項で通報者を特定させる事項を漏らしてはならないことが規 定されていることに留意すること。

### (4) 精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)の作成

都道府県は、(3)で聴取した様式1「精神障害者虐待通報受付票」に基づき、虐待の可能性が高いと考えられる場合には、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の通報時評価を作成する。この段階において確認の日付は通報日とし、第1の(2)の虐待行為の分類を踏まえて、虐待疑い事案の状況整理を行う。分類のいずれにも該当しない場合には、適宜事項を空欄部分に追記する。当該チェックシートを作成する上で疑義があれば、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を明らかにする必要がある。

特に、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護等の検討が必要となるため、「精神科病院に対する指導監督の徹底について」(平成 10 年3月3日 障第 113号・健政発第 232号・医薬発第 176号・社援第 491号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)に基づき、第3の担当部局会議の招集を行わず、予告期間なしに実地指導を行うこと(第4を参照)を検討すること。

### 第3 都道府県による担当部局会議の招集について

#### (1)担当部局会議の招集

都道府県において、虐待疑い事案の初期対応を検討するため、担当部局会議 を招集する。担当部局会議は、都道府県の担当部局の管理職及び職員の複数人 で構成するものとする。

#### (2)対応方針の決定

担当部局会議では、様式1「精神障害者虐待通報受付票」及び様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)」の内容に基づいて、精神科病院に対して介入するかどうか、今後の対応方針を決定する。初期対応の判断においては、虐待疑い事案の緊急性の有無(すぐに対応すべき事案かどうか等)及び法第40条の5に基づく報告徴収や立入検査(以下「報告徴収等」という。)等の介入の必要性について総合的に評価する必要がある。

例えば、虐待の継続の有無(現在継続、断続的に発生、過去事案)や、介入 等の必要性(直ちに介入、早期に介入、状況把握、介入せず)等を勘案して判 断を行うことが考えられる。また、必要に応じて、委嘱した外部専門家(精神 保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等(いずれも当該精神科病院と関わりの ない者とする。))と連携し、当該事案に対する意見を聴くこととする。

### 第4 精神科病院への報告徴収等について

### (1) 報告徴収等(法第40条の5)

都道府県知事(指定都市の長も含む。以下同じ。)は、第3(2)の担当部局会議の決定に基づき、虐待疑い事案の事実確認を行うため、精神科病院に対して、報告徴収等を行う。具体的には、様式1「精神障害者虐待受付票」及び様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)」により確認している事項について、精神科病院の管理者に対して事実関係を確認し、新たに確認すべき事項があれば聴取を行う。必要に応じて、診療録その他帳簿書類(電磁的記録を含む。)等を徴収し、検査を行う。

また、都道府県の職員又は都道府県が指定する精神保健指定医は、精神科病院に入院中の者その他の関係者に対して、個別に、虐待疑い事案の質問を行うほか、当該精神保健指定医は入院中の者を診察することにより、事実確認を行う。また、当該関係者に虐待疑い事案に対するアンケート調査を行ったり、カメラが設置されている場合は映像確認を行ったりする等、その実情に合わせて調査を行う。

なお、聞き取りやアンケート調査等にあたっては、業務従事者や被虐待者が、精神科病院の管理者や他の業務従事者、入院患者等に気兼ねなく、安心して話ができるよう、個室を確保の上、プライバシーに配慮する等の対応を行う必要がある。また、聞き取りやアンケート等の調査に回答した場合、当該回答を理由に、今後、精神科病院の管理者等から不利益な取扱いを受けるのではないかというおそれや、虐待の疑いのある同僚の業務従事者への配慮等から、虐待の事実を隠すことや、虐待の詳細に言及しないことも考えられるため、調査を行う際には、調査を受ける相手の立場や心情を踏まえつつ、虐待の真相を早期に明らかにする必要があること等を丁寧に説明し、協力を求める必要がある。こうした聞き取り等により、患者本人から虐待を受けている旨等の相談があった場合は、当該患者の適切な処遇が確保されるよう、必要に応じて関係機関等と連携の上、適切に対応すること。

- (2)様式2「精神障害者虐待事実確認シート(事実確認時評価)」の作成 (1)で精神科病院への報告徴収等により事実確認したことや、新たに判明 した事実等に基づき、第2の(4)で作成した通報時評価の様式2「精神障害 者虐待事実確認チェックシート」について、事実確認時評価も記入する。
- (3)様式3「対応方針決定シート」の作成

報告徴収等による事実確認及びこれまでに整理された各情報に基づき、様式 3「対応方針決定シート」を作成する。

### 第5 虐待対応ケース会議の開催について

(1) 虐待対応ケース会議の開催

都道府県は、第4の精神科病院への報告徴収等により確認した事実関係を精

査し、虐待疑い事案の今後の対応方針を決定するため、虐待対応ケース会議を 開催する。

虐待対応ケース会議の構成員は、以下①から③までを基本とする。

- ① 担当部局メンバー:都道府県の担当部局の管理職及び職員(第3の (1)と同じ)
- ② 事案対応メンバー:保健所、精神保健福祉センター等の虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
- ③ 外部専門家:精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(精神保健指定医等)、精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者(精神保健福祉士等)、法律に関し学識経験を有する者(弁護士等)(いずれも当該精神科病院と関わりのない者とする)等

### (2) 虐待事実の判断、認定

都道府県は、(1)の虐待対応ケース会議において、様式3「対応方針決定シート」に基づき、対応方針を協議する。虐待の事実が認められた場合は、被虐待者の安全を確保することが最重要であり、迅速かつ的確に対応方針等を決定することが必要である。

### 第6 改善命令等の実施(法第40条の6)について

### (1) 改善命令の実施

都道府県知事は、通報等のあった精神科病院において、第5の(2)により、虐待が行われたと判断したときには、当該精神科病院の管理者に対して、改善すべき事項及びその期限を示して改善計画の提出を求め、必要な措置を採ることを命じることができる。提出された改善計画に不足がある場合には、変更を命じることとする。

都道府県知事は、精神科病院の管理者が改善計画の提出、必要な措置等の命令に従わない場合には、その旨を公表することができる。

#### (2)入院医療の制限

都道府県知事は、精神科病院の管理者が(1)の改善命令に従わないときは、期間を定めて法第21条第1項の任意入院、法第33条第1項の家族等同意による医療保護入院、同条第2項の市町村長同意による医療保護入院、法第33条第3項の特定医師による医療保護入院、法第33条の6第1項の精神保健指定医による応急入院、法第33条の6第2項の特定医師による応急入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命じることができる。

都道府県知事は、入院医療の制限を命令した場合においては、その旨を公表 しなければならない。

### (3) 虐待防止措置が講じられていない場合

都道府県知事は、第4の精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に 基づく虐待防止措置が講じられていないと判断した場合には、当該精神科病院 の管理者に対し、改善命令を行うことができる。

### 第7 虐待以外の対応

虐待対応の一連の流れ(特に、第2の(3)及び(4)、第3並びに第4の各過程)の中で、虐待以外の対応を要する場合もある。例えば、通報等の内容が入院生活に関する不満や苦情等であるため虐待事案ではないと判断し、他の相談窓口での対応が適切と判断する場合には、苦情処理窓口の案内や関係機関等につなぎ、その旨を虐待通報受付票に記録して当該通報等に係る対応は終了となる。

状況に応じ、当該事案に係る精神科病院の管理者等及び医療法等を所管する都 道府県の担当部局との連携を図る必要がある。

# 第8 虐待の状況等の公表について (法第40条の7)

都道府県知事は、毎年度、虐待の状況、虐待があった場合に採った措置、虐待 を行った業務従事者の職種について公表することとする。

この場合の公表においては、障害者虐待防止法第20条に基づく公表と調整し、 公表時期や方法等について適切に検討し、対応することとする。

### 第9 調査及び研究(法第40条の8)

国は、虐待の事例の分析を行い、虐待の予防及び早期発見のための方策並びに 虐待があった場合の適切な対応方法に関する事項について、調査及び研究を行う とされているため、都道府県は、当該調査や研究について国や国から依頼された 関係機関等からの協力依頼があった場合には、情報の取扱いに十分留意しつつ、 適宜協力するものとする。

虐待を受けたと思われる 精神障害者を発見した者

虐待を受けたと訴える 精神障害者

通報•相談

届出·相談

(1) 都道府県<sup>※1</sup> の精神科病院にかかる障害者虐待対応窓口による受付(法<sup>※2</sup> 第 40条の3)

虐待通報受付票を作成する。

▼ 虐待が疑わしい場合

(2) 通報者への聞き取りによる状況把握 事実確認チェックシート(通報日時点)を作成する。

- 虐待が疑わしい場合

(3)担当部局会議

虐待通報受付票、事実確認チェックシート(通報日時点)を元に、初期対応の検討(緊急性の有無の判断を含む)。必要に応じて、委嘱した外部専門家と連携。

┏舎が疑わしい場合

(4) 精神科病院への立入検査等による事実確認(法第40条の5)

立入検査やその他の手段で虐待の証拠を現認できなくても、客観的な証拠が得られるように努め、事実確認チェックシート(事実確認日時点)を参考にしつつ、事 実確認を行う。

例:診療録その他の帳簿書類の徴収・検査、職員や患者への聞き取り・アンケート 調査、指定医による診察、映像確認等

▼ 虐待が疑わしい場合

● 判断根拠が不十分

(5) 虐待対応ケース会議の開催

対応方針決定シートを元に、担当部局メンバー、事案対応メンバー及び必要に応じて委嘱した外部専門家を招集し、虐待事実の判断及び対応方針を決定する。

→ 虐待の事実を認定した場合

(6) 改善命令等の実施(法第40条の6)

都道府県知事は、改善計画の提出を求め、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。命令に従わない場合は、精神科病院の公表、入院に係る医療の提供の全部又は一部の制限等を行うことができる。

【その他取り組む事項】

都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する(法第40条の7)。

国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う(法第40条の8)。

(7)虐待以外 の対応

虐待ではない と判断される場 合は、苦情処理 窓口の案内や関 係機関等と連携 する。

必要に応じて、 精神科病院の管 理者等や、医療 法等を所管する 都道府県の部局 と連携する。

### ▮【構成員の例】

- ■・担当部局メンバー:都道府 ■ 県担当部局の管理職及び職員
- ・事案対応メンバー:市町村、 保健所、精神保健福祉セン ター等の必要な支援が提供で きる関係機関の関係者等
- Ⅰ・外部専門家:精神保健指定Ⅰ 医、精神保健福祉士、弁護士Ⅰ 等(当該精神科病院と関わりⅠ のない者)

※1 都道府県: 指定都市を含む ※2 法: 精神保健福祉法

# 精神障害者虐待通報受付票

様式1

# 注)精神科病院に入院中の患者が業務従事者から虐待を受けた場合のみ対象とする

受付日	令和	年 月	日	時 分	~	時	分	□電話	口来所	口その作	也 (	)
受付機関								対応者	首			
疑われる	虐待行為	□ 身体的	口性的	□ 心理的	□ 放棄	・放置	□経済	斉的 □	その他	(	)	
相談・通	氏名				□匿名	八 所属	機関名					
報・届出者	電話番号					通報者	る連絡	□承諾	□拒	否		
について	被虐待者				□その他業		<b>f</b> (	)	□他	患者		
	との関係	□家族・親		) 口知人		か他(	占法	せるぜる	)	hh-\		
LVO4VC	通報			ママック マック マックス マック マック はんしょう アンス						等)	\	
・いつから・いつまで	→ □ 今 → □ 今			) 週間fi ) 週間f			<u>ヵ月前</u> ヵ月前	□ その 			)	
<ul><li>・頻度は</li></ul>							ניאַ ב <i>ו</i> ני			口その他	(	)
• 具体的内			<u> </u>	271 ~	· , <u>-</u>			/ <b>-</b> -	1 /-		`	,
		通報者は	□実際に	 目撃した	□ あざ等	手を見て	、又は怒	場り声や	泣き声等	を聞いて推測	則した	
通報者の	D情報源			が被虐待者	□ 被虐往		-			者から聞いた	-	
					) :	から聞い	た	□その	他(			)
	ふりがな					□男 [	□女	年齢			歳	□不明
	氏名				□不明						ru-	
虐待者の				□その他業剤			)					
状況(疑い		□ その他(			<b>ቻ፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞</b> ፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞		,					
含む)	との関係			る人 → □	いる 口	いない						
	特記事項											
	ふりがな					□男 [	コ女	連絡先				
	氏 名				□不明 生	年月日	年	月	日年	<b>歯</b> 令	歳	口不明
	入院医療 機関名							現在の状	況 口入	.院中 口退	院後	
	入院年月日	(	)年(	) ]	月(	)	日	□不明				
	精神科病名	□ 統合失調	症 口 双極			□認知症		不安障害、	神経症	口てんか	ん	
被虐待者		□ 発達障害	□ 依存	症(アルコー	-ル、薬物等	≨ □ 知的	勺障害	□不明	口その他			)
の状況	身体的合併症	_ ', '										不明
	入院形態	□ 医療保護	入院 □	]措置入院	口 任意力	(院 [	口応急入	、院 🗆	緊急措置	入院		
	行動制限	□ 身体的拘	東 口隔	離 □電訊	舌の制限	□面会の	制限	□任意	入院者の	開放処遇の制	制限	□なし
	1129/10/20	□その他(		)								
	キーパーソン(※)	氏名(		)	被虐	待者との	D関係(			)		
	特記事項											
	虐待を受けて	いるという自覚	ŧ		備考							
		□無 □不明	口その他	( )								
被虐待者	虐待に対する											
の意向等			コサインがる コ <del>キ</del> 田まニ									
	<ul><li>□隠そうる</li><li>□ その他</li></ul>		コ意思表示が	) 困難								
	ロマのボ	(		)								

※キーパーソンとは、被虐待者本人の状況を把握し、治療などの意思決定補助や緊急時の連絡先となる人物のこと

# 精神障害者虐待事実確認チェックシート

様式2

_					
I	被虐待者	通報年月日	年	月	日
ı	担当者	事実確認年月日	年	月	日

### 虐待の内容

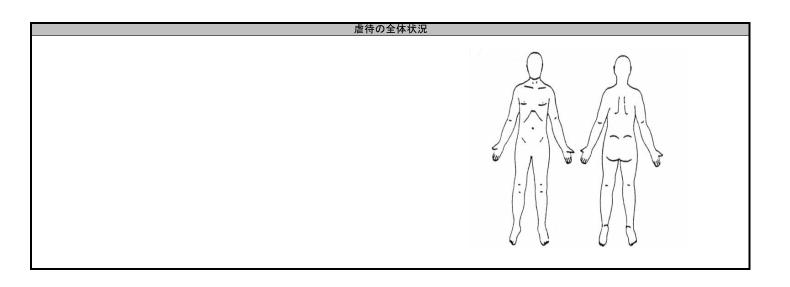
注)太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護の検討が必要。 【記入方法】 通報時評価及び事実確認時評価の「状況」欄:該当する…〇、疑い…△、把握できず…?、該当無し…× 立入検査によって事実確認をした際には、事実確認時評価の「評価」欄の1~5に〇をつけ、「(誰)が(誰、何)からを確認」を記入する

	立入快直によりて争失推認をした際には、争失推認時計画の「計画」 懶の「~ 5にしを)		<b>设時評価</b>	HE .	事実確認時評価			
	各虐待事項の例示	状況	特記事項	状況	評価			
	身体のいずれかの部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他			
	<b>万体のいすれかの</b> 部位に介護、責所、欠 <b>徳、のごせかのる</b>				( )が( )から確認			
	<b>殴る、蹴る、つねるなどの暴力行為が行われている</b>				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
	健康に有害な食物や薬物、また処方されていない薬を与えられている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
身件	向精神薬を医師の指示以上に過剰服用させている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
身体的虐待	正当な理由なく身体を拘束している				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
虐待					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( ) が ( ) から確認			
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
	備考							
	<b>食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにも</b>				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他			
	かかわらず、適切な介入が行われていない				( )が( )から確認			
	皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が( )から確認			
	治療中の内服薬を飲ませてもらえない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
	医師の指示と異なる服薬調整がコメディカルによって行われている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
棄・	健康問題につなかる可能性のある偏度や不衛生寺、衣食性の不適切さかあるにもかかわらず、適切な介入が行われていない (不潔な服を着させ続ける、排泄の介助をしない等)				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( ) が ( ) から確認			
	他の精神障害者から虐待を受けている精神障害者の存在を知り得たにもかかわらず、適				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他			
放置	切な介入が行われていない				( ) が ( ) から確認   1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他			
					( ) が( ) から確認 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他			
	備者				( )が( )から確認			
	UIII 75							
	業務従事者の暴言や拒絶的な態度、意図的な無視をされる等、人格をおとしめるような 扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
	無視、暴言、乱暴な扱い、締め出し、懲罰的な扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認			
	障害に伴う言葉遣いや歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑される				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認			
心理:	呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接 し方をされる				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( ) が ( ) から確認			
理的虐					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認			
待					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他   ( ) が ( ) から確認			
	備考				CHE AUG - N. C. J. N. C. J. ME BUG.			

	各虐待事項の例示	通	報時評価	事実確認時評価					
	<b>台</b> 信付争模の例外	状況	特記事項	状況	評価				
	<u>性行為・わいせつな行為を強要されている</u>				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が ( )から確認				
	性的な嫌がらせ(裸にされる、キスをされる等)や、はずかしめを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認				
性的虐待	更衣やトイレ等の場面をのぞかれたり撮影されたりする				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認				
	わいせつな写真や映像を見せられる、わいせつな言葉を言われる				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認				
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( ) から確認				
13					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認				
	本人名義の預貯金・資産が業務従事者に不当に使用・流用・処分されている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他				
	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく業務従事者に不当に管理されている				( ) が ( ) から確認   1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他				
级区	本人石我の頂打立・貝性が本人の「				( )が( )から確認 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他				
済					( )が( )から確認				
経済的虐					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ( )が( )から確認				
	備考								

### その他(分類が困難な事項等)

例)精神保健福祉法に反する信書(手紙)の発受の制限、人権擁護に関する行政機関の職員や患者の代理人である弁護士との電話の制限が行われている等。または、患者の不満や苦情等。



# 対応方針決定シート

様式3

										J 20 1 17	•••						L	1.3 4 -	
会議日			숙	介和	年	月	日		時	分	~	時		分	記録者				
,	会議出席	者																	
				精神障															
	会議資料		□ 精神障害者虐待事実確認チェックシート(様式2)																
			·	その他					)										
		発:	生し#	たと思れ	つれる時	期		令和		年	月	日ご	ろ	根拠	(			)	
	発生	L'	やすし	ハ時期・	時間帯	・頻度													
		1											а						
		'											а						
		0										虐待に							
事中		2										至った	b						
実確認状												と考え られる							
認	虐待の	3										要因	С						
況	状況																		-
		4											d						
		5										その他	е						
												リスク要因							
		6								f									
				Ji	<b>虐待類</b> 3	텐				認定	根拠	(上記虐	待σ	)状況、	要因に	基づき認定)			
				□ 身体	——— 本的														
			虐待	口 性的															
			事	口心															
虐	き 待の認定		案で	口 放到															
			ある	□ 経済															
			6	□ その	の他														
			口虐	待事案で	ない														
			□現	段階では	疑いの料	犬態													
				緊急性	生の有無	Ħ	緊急性	生の有無	(及	び緊急係	<b>保護等る</b>	を行うこと	노)	を判断し	した根拠	(虐待の状況	、要因に	基づき記	2載)
											_		-				_		
:	緊急性の 判断		□緊	急性あ	IJ														
			_	57 & /C	=# + !^	=1													
(障	語者の生 :身体に重	命大	_	緊急保 保護の		可	⇒												
な危	な危険が生じて			保護の 集中的			⇒												
いるおそれがあ る)		め		面会制		要	⇒												
				時点で															
			N 認 1	められ	ない														
被虐	2待者の意	向																	
1047																			
虐	待者の意見	見																	
<b>₹</b>	·の他関係 音の意見																		
1	・守い息兄																		
3	当面の 対応方針																		

障精発 1214 第 3 号 令和 5 年 12 月 14 日

都道府県

各

障害保健福祉主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部精神·障害保健課長 (公印省略)

精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の 周知等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「法」という。)が一部改正されたことに伴い、法第40条の2から40条の8までにおいて、新たに精神科病院における虐待防止対策等が規定されることとなった。

このうち、法第40条の2の規定による精神科病院における業務従事者の精神障害者に対する虐待防止に関する意識向上、研修の実施、普及啓発など虐待を防止するために必要な措置について下記のとおり整理したので、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

### 第1 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置

①虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備

虐待の定義、相談体制、未然防止・早期発見のための取組、虐待発生時の初期対応や連絡フロー等を記載した虐待防止等に関するマニュアルや規程を整備すること。

### ②人権や権利擁護等に関する研修

業務従事者に対し、虐待防止に関する研修を実施し、研修の受講を促す。研修の内容は、虐待防止の手法のみならず、人権や権利擁護、患者への関わりを意識できるようなものとし、精神科病院における最近の虐待事案を例示する等、改めて患者の処遇の重要性等を理解できるような内容とすること。

また、①で示したマニュアルや規程の内容を業務従事者が確認し、その内容について理解できるよう研修等を活用し周知すること。

### ③患者等からの意見聴取

患者(過去に入院していた者も含む。)やその家族、業務従事者等の意見を聞く仕組み(例:意見箱等)を整備し、その意見を踏まえて業務改善を図ること。

### ④患者との接し方について話し合う場の設置等

日頃から、業務従事者がストレスを抱え込みすぎないよう、患者との接し方について同じような立場・境遇にある業務従事者同士が、悩みや不安を話しながら解決策を見出せるような悩み相談ができる場を設けること。さらに、定期的に業務従事者を対象としたストレスチェックを受けさせ、その結果のフィードバックを行うことが望ましいこと。

### ⑤業務従事者の感情コントロールを高めるための取組

虐待につながる可能性のある患者への接し方を改善するため、その背景となる 業務従事者自身の感情をコントロールすることができるよう、アンガーマネージ メント、アサーショントレーニング、ストレスコーピング等の取組を実施するこ とが考えられること。

### 第2 精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備

### ①業務従事者及び患者等への虐待通報の周知

法第40条の3第1項では、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報しなければならないと規定されており、また、第2項では、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができると規定されている。上記の趣旨に鑑み、別添1「精神科病院における「虐待通報が義務化」されます」についての病院内の目に入りやすい場所への掲示及び別添2「精神科病院における虐待通報の義務化について」(患者用)の配布等により業務従事者、患者本人等にも確実に情報が行き届くよう対応すること。

また、当該周知に際し、法第40条の3第4項において業務従事者は、第1項の 規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない 旨が規定されていることについても業務従事者に周知すること。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(昭和63年厚生省告示第130号)の第二の三の(二)において、電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話等を設置するものとすることが規定されていることに留意するとともに、衝立等の設置によりプライバシーが保たれるようにすること。また、携帯電話等については患者の病状等に応じて適宜活用を図ること。

### ②院内の虐待相談窓口の設置

精神科病院内において、虐待やその疑いがある場合に、その病院の特性や実情に合わせて相談できる窓口を設けること。そのため、あらかじめ院内相談窓口の担当者を定め、相談窓口の連絡先は、上記①の都道府県等の通報先と併記して掲示しておくこと。相談方法としては、電話で連絡をすることが困難な患者を考慮し、電子メール、手紙、ビデオ通話等、適切な手段を講ずること。

### ③虐待相談があった際の対応

②の相談窓口に対し、患者や業務従事者等より相談があった際には、まずは相談者のプライバシーが担保される場所にて対面又は電話等により状況を聴取する必要がある。その上で虐待の可能性が高いと認められる場合は、都道府県等に通報するとともに、虐待を受けた患者の保護を優先しつつ、虐待者に対する対応方針等について速やかに検討すること。



# 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。



# 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

# 虐待を発見したら

通報を!

# 性的虐待

障害者にわいせつな行為 をしたり、障害者にわい せつな行為をさせること。



# 放棄・放置

障害者を衰弱させるよう な著しい減食または長時 間の放置等、職務上の義 務を著しく怠ること。



# 心理的虐待

障害者に対する著しい暴 言や、不当な差別的な言 動を行うこと。

令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先(電話番号や電子メール等)

# 精神科病院における虐待通報の義務化について

令和6年4月から、精神科病院における業務従事者(※)による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が始まりました。

障害者虐待防止法では、虐待の類型と定義は以下のように示されています。

### ①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

### ②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

### ③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ④放棄・放置 (ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### ⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を 得ること。

ご自身が業務従事者から虐待を受けていると感じた場合、あるいは他の患者 さんが虐待を受けている場面を見かけた場合は、以下の連絡先に通報してくだ さい。

自治体の連絡先	(電話番号や電子メール等)	

※ 業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している 全ての方を指します。